

年 月 日 現在

# 沼間小学校区 融通使用 防災資機材表

ここにリストアップした防災資機材・備品は広域災害時に沼間小学校区で融通使用できるものとする

組織名

責任者:会長

電話 ( ) ( ) ( )

区分	品 名	規 格・仕 様	数 量	単 位	備 考
消 火	ポリタンク			個	
	粉末消火器ABC5型			台	
	粉末消火器ABC10型			台	
	スタンドパイプ			セット	
救 出・ 救 助	ロープ			本	
	はしご			本	
	かけや			本	
	のこぎり			本	
	つるはし			本	
	スコップ			本	
	ハンマー			本	
	バール			本	
	担架			台	
	チェーンソー			台	
	枕木			本	
	油圧ジャッキ			台	
	レスキュー・キット			セット	
照 明	カンテラ・ランタン			個	
	懐中電灯			個	
	投光器			台	
	発電機			台	
	燃料・携行缶			個	
	コードリール			台	
情 報	メガホン			個	
	ラジオ			台	
	トランシーバー			台	
運 搬	リヤカー			台	
	一輪車			台	
	車椅子			台	
炊 飯	なべ			個	
	かま			個	
	やかん			個	
	飯ごう			個	
	食器			個	
	カセットコンロ			台	

区分	品 名	規 格・仕 様	数 量	単 位	備 考
衛 生	簡易トイレ			個	
	仮設トイレ			セット	
	災害用浄水器			台	
	エンジンポンプ			台	
	救急セット			セット	
安全	ヘルメット			個	
	安全ゴム長靴			足	
	安全靴			足	
	雨衣			着	
衛 生	生理用品(昼用)			枚	
	生理用品(夜用)			枚	
	乳児用おむつ(M)			枚	
	乳児用おむつ(L)			枚	
	大人用おむつ(M)			枚	
	大人用おむつ(L)			枚	
	トイレットペーパー			箱	
	ティッシュペーパー			箱	
	簡易トイレ・処理セット			セット	
食 料	炊き込みご飯			食	
	白飯			食	
	赤飯			食	
	おかゆ			食	
	ピスケット			缶	
	カンパン			缶	
	即席乾燥餅			袋	
	保存用粉ミルク			缶	
飲 料 水	保存水(2L×6)			箱	
	保存水(500ml×24)			箱	
その他	毛布			枚	
	サバイバルブランケット			枚	
	テント			枚	
	防水シート			枚	
	単1乾電池			本	
	単2乾電池			本	
	単3乾電池			本	
	単4乾電池			本	
	燃料・カセットボンベ			本	
	非常用ろうそく			本	
	仮設トイレ処理セット			セット	

沼間小学校区地域連合会  
自主防災備蓄資機材の融通に関する規定

(目的)

**第1条** この規定は、災害発生時に沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)(以下「本会」という)に帰属する自治会、町内会、管理組合などの自主防災組織が所有している防災倉庫備蓄資機材を融通し合い、地域の防災活動で助け合うことを目的とする。

(運用)

**第2条** 本規定により、備蓄機材の融通使用実施に当たっては、相互の組織の責任者(会長、防災部長など)の話し合いの上に行なうものとする。  
運用上で疑義が生じた時は、本会長が仲裁に入り解決することとする。

(融通し合う物品)

**第3条** 原則として、防災活動で使用する機材を優先して融通し合い、余裕があれば消耗品(水、食料品、衛生用品など)を融通し合う。  
また、融通し合うことを念頭において、機材には所有する団体名を明記しておく。災害の緊急事態時に融通し合うので、「借用書」は発行しない。

(備蓄品の準備)

**第4条** 本規定が災害時有効に機能するために、各自治組織は平常時に年1回棚卸しを実施し、本規定が定める『融通使用・防災資機材表』を整備し、準備するものとする。

(弁済)

**第5条** 災害時融通し合った機材については、使用完了後速やかに返却するものとする。破損した場合は、使用可能のものを返却することが望ましい。  
但し、消耗品については弁済不要とする。

(備蓄機材の管理運用)

**第6条** 『融通使用・防災資機材表』については、各組織が毎年3月までに本会に提出し、本会が整備して年1回更新し、『主要防災資機材集計一覧表』を発行する。

附則

1. この内規は、平成29年 月 日から施行する。